

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
グループホームえすの里（介護サービス包括型共同生活援助）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人一心福祉会（以下「事業者」という。）が設置するグループホームえすの里（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の介護サービス包括型共同生活援助（以下「指定共同生活援助」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定共同生活援助の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定共同生活援助の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）において入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとする。

- 2 指定共同生活援助の提供に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるとともに、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。
- 3 前二項のほか、法及び「沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」（平成25年沖縄県条例第29号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定共同生活援助を実施するものとする。

（事業の運営）

第3条 指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の負担により、事業所の従業者以外の者による介護又は家事等は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第4条 指定共同生活援助を行う主たる事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 グループホームえすの里
- （2）所在地 沖縄県国頭郡大宜味村字津波1971番地763

2 指定共同生活援助を行う共同生活住居の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 ウェーブ第一寮

所在地 沖縄県沖縄県国頭郡大宜味村字津波 405 番地

(2) 名称 ウェーブ第二寮

所在地 沖縄県沖縄県国頭郡大宜味村字津波 405 番地

(3) 名称 クガニー第一寮

所在地 沖縄県沖縄県国頭郡大宜味村字津波 418 番地

(4) 名称 クガニー第二寮

所在地 沖縄県沖縄県国頭郡大宜味村字津波 418 番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤・専従)

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定共同生活援助の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 1名(常勤・兼務1名)

サービス管理責任者は、次の業務を行う。

(ア) 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行う。を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。

(イ) アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握するものとする。

(ウ) 個別支援会議等を開催する場合には、利用者本人を参加させ、利用者の生活に対する意向等も改めて確認する。

(エ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定共同生活援助以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定共同生活援助の目標及びその達成時期、指定共同生活援助を提供する上での留意事項等を記載した共同生活援助計画の原案を作成する事こと。

(オ) 共同生活援助計画の原案の内容を利用者又はその家族に対して説明し、文章により利用者の同意を得た上で、作成した共同生活援助計画を記載した書面を利用者及び相談支援従事者に交付すること。

(カ) 共同生活援助計画作成後、共同生活援助計画の実践状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、共同生活援助計画の見直しを行い、必要に応じて共同生活援助計画を変更すること。

(キ) 利用申込者の利用に際し、指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(ク) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営む

ことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

(ケ) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(コ) 利用者の自己決定の尊厳を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めるものとする。

(サ) 利用者の意思に反する異性介助がなされないよう、利用者の意思を把握するとともに本人の意思を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるものとする。

(3) 世話人 17名（非常勤・兼務2名、非常勤・専従15名）

世話人は、食事の提供、生活上の相談及び入浴等の介護等について、次号に規定する生活支援員と協同して、適切に援助する。

(4) 生活支援員 10名（常勤専従3名・常勤兼務5名 非常勤兼務2名）

生活支援員は、食事や入浴、排泄等の介護を行う。

(5) 看護師 1名（非常勤・兼務1名）

(6) 宿直者 1名（委託1名）

（指定共同生活援助を提供する主たる対象者）

第6条 指定共同生活援助を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 知的障害者（18歳未満の者を除く。）

（利用定員）

第7条 事業所の利用定員は20名とする。

2 第4条第2項に規定する共同生活住居の定員は次のとおりとする。

(1) ウェーブ第一寮 5名

(2) ウェーブ第二寮 5名

(3) クガニー第一寮 5名

(4) クガニー第二寮 5名

（指定共同生活援助の内容）

第8条 事業所で行う指定共同生活援助の内容は、次のとおりとする。

(1) 共同生活援助計画の作成

(2) 利用者に対する相談

(3) 食事の提供

(4) 健康管理・金銭管理の援助

(5) 余暇活動の支援

(6) 緊急時の対応

(7) 日中活動の場等との連絡・調整

(8) 財産管理等の日常生活に必要な援助

(9) 夜間における支援

(10) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(2) から (9) に附帯するその他必要な支援、家事、相談、助言。

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 指定共同生活援助を提供した際には、利用者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、利用者から当該指定共同生活援助に通常要する費用(特定費用を除く。)につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定共同生活援助に要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定共同生活援助に要した額)の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定共同生活援助の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

3 次に定める費用については、毎月21日に前月分を利用者から徴収するものとする。

費用区分	ウエーブ第一寮	ウエーブ第二寮	クガニー第一寮	クガニー第二寮
家賃	20,000円	20,000円	21,000円	21,000円
生活費 (食材料費・光熱水費等)	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円

ただし、法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により特定障害者特別給付費が事業者に支給された場合は、当該特定障害者特別給付費を控除した額とする。

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(入居に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、入居に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

(1) 喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。

(2) 指定した場所以外での火気を用いること。

(3) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。

(利用者負担額等に係る管理)

第11条 事業所は、利用者の依頼を受けて、利用者が同一の月に指定障害福祉サービス及び施設障害福祉サービス(以下「指定障害福祉サービス等」という。)を受けたときは、当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき、法第29条第3項(法第31条の規定により読み替えて適用され

る場合を含む。)の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号。以下「令」という。)第17条第1項に規定する負担上限月額、又は令第43条の6第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

- 第12条 現に指定共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに事業所が定める協力医療機関又は歯科協力医療機関もしくは利用者の主治医(以下「協力医療機関等」という。)への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。
- 2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関等への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 指定共同生活援助の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 4 指定共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

- 第13条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情解決)

- 第14条 提供した指定共同生活援助に関する利用者及びその家族(以下「利用者等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 提供した指定共同生活援助に関し、法第10条第1項の規定により市町村が、法第11条第2項の規定により沖縄県知事が、また、法第48条第1項の規定により沖縄県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村又は沖縄県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は沖縄県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(個人情報の保護)

- 第15条 事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 虐待防止の為に指針を整備する
- (3) 成年後見制度の利用支援
- (4) 苦情解決体制の整備
- (5) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (6) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底

(身体拘束等の禁止)

第17条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わないものとする。なお、緊急やむを得ない場合とは、切迫性、非代替性、一時性の3つの条件を全て満たす場合とする。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1カ月以内
- (2) 継続研修 年1回
- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 3 事業所は、利用者に対する指定共同生活援助の提供に関する諸記録を整備し、当該指定共同生活援助を提供した日から5年間保存するものとする。
- 4 事業所は、指定共同生活援助の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。
- 5 運営規程の変更は、第4条、第7条及び休廃止に関する件を除き、理事会の議決によらず理事長

の専決事項とする。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人一心福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(職場環境の確保)

第19条 施設は、利用者へ適切なサービスの提供を確保するため従事者の就業環境が事業あるいは利用者及びその家族などから害されることを防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 被害防止のための指針の整備と従事者への周知・啓発
- (2) 相談体制の整備・相談窓口への設置及び従事者への周知

(業務継続計画の策定)

第20条 施設は感染対策や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するために、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 業務継続計画の策定及び従業員への周知徹底
- (2) 業務継続計画に基づいた従業員への定期的な研修・訓練の実施(年2回以上)
- (3) 業務継続計画の定期的な見直し

(衛生管理の徹底)

第21条 施設は、他利用者の使用する設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行うものとする。

2 施設は、施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の措置を講ずるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(以下「感染対策委員会」)の設置及び専任の感染対策担当者の配置
- (2) 感染対策委員会(テレビ電話措置等を活用して行うこともできる)の定期的な実施(3月に1回以上)及び委員会での検討結果についての従事者への周知徹底
- (3) 感染対策の予防及びまん延防止のための指針の準備
- (4) 発生時の施設内の連絡体制及び関係医療機関への連絡体制の構築
- (5) 感染対策の予防及びまん延防止のための定期的な研修・訓練の実施(年2回以上)

附 則

- 1 この規程は、平成24年2月1日から施行する。但し、第4条第1項第2号及び第3号については、平成24年4月1日から適用する。
- 2 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成26年6月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 6 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 7 この規程は、平成28年10月1日から施行する。
- 8 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 9 この規程は、平成29年5月1日から施行する。(第9条第3項文言一部修正、第6項削除)

- 10 この規程は、平成30年4月1日から施行する。(第5条)
- 11 この規程は、平成30年8月1日から施行する。(第5条)
- 12 この規程は、平成31年4月1日から施行する。(第5条)
- 13 この規程は、令和元年6月1日から施行する。(第5条)
- 14 この規程は、令和2年4月1日から施行する。(第5条)
- 15 この規程は、令和3年6月4日から施行する。(第4条)
- 16 この規程は、令和4年4月1日から施行する。(第5条)
- 17 この規程は、令和4年11月1日から施行する。(第5条)
- 18 この規程は、令和5年1月1日から施行する。(第5条)
- 19 この規程は、令和5年2月1日から施行する。(第5条)
- 20 この規程は、令和5年3月1日から施行する。(第5条)
- 21 この規程は、令和5年4月1日から施行する。(第5条)
- 22 この規程は、令和6年4月1日から施行する。(第5条)、(第2条、第5条、16条、第17条一部修正)第19条、第20条、第21条追記する。